

議案第八十四号

港区幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部を改正する訓令について

令和六年十二月二十三日

港区教育委員会

令和6年12月23日
教育委員会議案資料 No. 5

港区幼稚園教育職員の通勤手当支給規程新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(届出)</p> <p>第四条 職員が新たに条例第十五条第一項の職員たる要件を具備するに至った場合又は同項の職員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、その通勤の実情を港区人事庶務システム(職員の勤務の状況等の管理に関する事務を電子計算組織によって処理するシステムをいう。)に所要事項の入力(これにより難い場合は、通勤届(第一号様式)の提出)により速やかに所属長に届け出なければならぬ。</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>この訓令は、令和七年一月十四日から施行する。</p>	<p>(前略)</p> <p>(届出)</p> <p>第四条 職員が新たに条例第十五条第一項の職員たる要件を具備するに至った場合又は同項の職員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、その通勤の実情を通勤届(第一号様式)により速やかに所属長に届け出なければならぬ。</p> <p>(後略)</p>

港区幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部を改正する訓令について

審議内容

港区人事庶務システムの更新に伴い、幼稚園教育職員の給与に関連する手当等の届出を紙面の提出による申請方式から、港区人事庶務システムへの所要事項の入力による電子申請方式に変更するため、規程を一部改正します。

※「港区人事庶務システム」とは職員の勤務の状況等の管理に関する事務を電子計算組織により処理するシステムを言います。

1 趣旨

港区人事庶務システムの更新により、各種手当について電子的な届出が可能となります。本案は通勤手当の届出について、通勤届を提出する方法から港区人事庶務システムへの所要事項の入力による電子的な届出の方法に変更するため、規程の一部を改正するものです。

2 主な改正内容

第4条第1項中の通勤手当の支給に関連する届出の文言について、港区人事庶務システムに所要事項を入力する届出によるものとする文言に改めます。

3 施行期日

令和7年1月14日

港区幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部を改正する訓令（案）

港区幼稚園教育職員の通勤手当支給規程（平成十二年港区教育委員会訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「通勤届（第一号様式）」を「港区人事庶務システム（職員の勤務の状況等の管理に関する事務を電子計算組織によって処理するシステムをいう。）に所要事項の入力（これにより難い場合は、通勤届（第一号様式）の提出）」に改める。

付 則

この訓令は、令和七年一月十四日から施行する。